





1. はじめに	2
2. 基本的な考え方	4
3. デザイン基準	
(1) サインの種類と特性	6
(2) サインの設置方法と配慮事項	7
(3) 構造・素材	8
(4) 視覚情報	9
(5) 触覚情報	12
(6) 聴覚情報	14
(7) 嗅覚情報	15
(8) 非常時の情報伝達	16
4. チェックシートの考え方	17
5. チェックシート(サンプル)	19
6. 参考資料	26

## 1. はじめに

---

大垣市では、「飛躍」、「輝き」、「安心」の3つをキーワードとする「ダイナミックシティ大垣」の創造に向け、市民が安全で安心して暮らし続けられるとともに、大垣市を訪ねる人々が感動し楽しんでいただけるよう、「安全・安心の都市づくり」を推進しています。

この実現のためには、人々の思いやりや情報交流、協働の仕組みづくりを中心とするソフトの充実と、誰もが安心・快適に利用できる施設や設備などのハードの整備を同時に推し進めていくことが必要です。そこで本市では、平成20年9月に「住んでよし、訪ねてよし、すべての人に優しい、思いやりいっぱいのもち・大垣づくり」を基本理念とする「大垣市ユニバーサルデザイン推進指針」を策定しました。

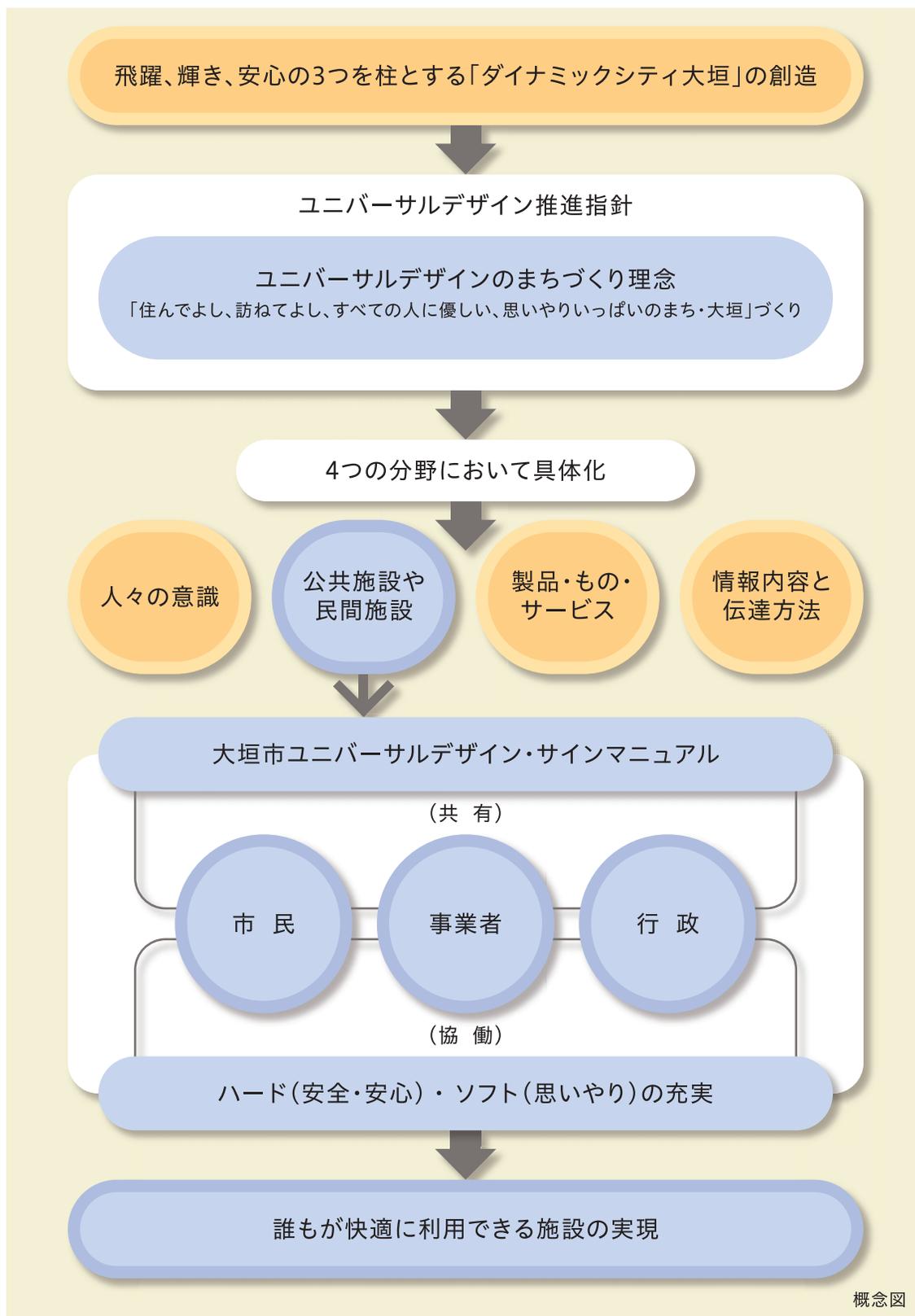
この指針では、「人々の意識」、「公共施設や民間施設」、「製品・もの・サービス」、「情報内容と伝達方法」の4つの分野で、「ユニバーサルデザインのまちづくり理念」を具体化していくこととしています。

その取り組みの一環となるのが、公共施設や民間施設におけるユニバーサルデザインの推進であり、庁舎や教育・文化施設などの公共施設や商業施設などの民間施設において、市民が安全・安心に移動できるのはもちろんのこと、快適かつ円滑に利用できるようにしなければなりません。併せて、大垣市を訪れる人々に感動してもらえるよう、思いやりの心と地域特性を考慮した情報提供を行うことも必要です。

このため、今回、「大垣市ユニバーサルデザイン・サインマニュアル」を策定し、ソフト・ハードの両面から、こうした公共施設をはじめ、多くの方が利用される施設におけるサインの整備を推進していくものとします。

なお、このサインマニュアルは、市民の皆さんをはじめ、施設の利用者、施設の管理者、施設的设计者・施工者など、いろいろな立場の方々に施設におけるサインのあり方・必要性・重要性を再認識して、それぞれの役割を担っていただくために策定するものです。

対象	役割と目的
市民や 施設の利用者	・普段何気なく感じている施設のわかりにくさや不便さの原因を具体的に理解し、施設の管理者に伝える手がかりとして利用していただくことが目的です。
施設の管理者	・UDサインの考え方を理解するだけでなく、専門知識を持たなくても、より良い施設を目指し、利用者ニーズを的確に把握していただくことが目的です。
施設の 設計者・施工者	・それぞれが当該施設のサイン計画が適切なものかどうかを正しく判断し、目指すべき方向を見出していただくことが目的です。



**ユニバーサルデザインとは**

はじめから、すべての市民の多様なニーズを考慮して、性別・年齢・身体的特性・国籍などの違いにかかわらず、すべての市民が安全かつ安心して生活できるよう、建物・施設・公共交通、製品・もの・サービス、情報などを計画的に設計する考え方です。(「大垣市ユニバーサルデザイン推進指針」より)

## 2. 基本的な考え方

### (1) 思いやりとおもてなしの心を込めた情報発信

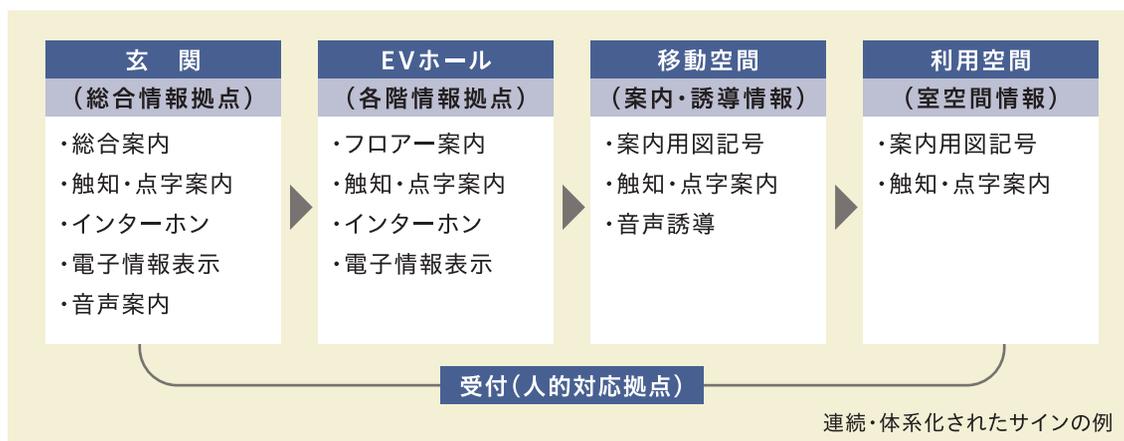
- ① ユニバーサルデザインの基本は、人々の思いやりの心です。利用者を第一に考え、正しい情報発信を行うとともに、ハードとソフトを相互に補完し、誰もが安心・快適に利用できる環境を整えます。
- ② 利用者が目的を達成できるよう、サインを連続・体系化するとともに、伝達装置をはじめ、紙媒体やデジタル媒体など、他の情報メディアでも補完します。

### 利用者の特性

対象者	特性(配慮すべきこと)	対応
目の不自由な人 (全盲)	・視覚情報が見えません。	・触知情報や音声情報を併用します。
高齢者 目の不自由な人 (弱視)	・小さな文字が読みにくいです。 ・暗いと見にくいです。 ・まぶしさが苦手です。 ・情報を判別しにくいです。	・大きな文字を採用します。 ・サインやサインの周囲を明るくします。 ・反射や映り込みの少ない素材を使用します。
高齢者 目の不自由な人 (色弱・視野狭窄)	・見分けにくい色の組み合わせがあります。 ・視野が狭いです。	・色の組み合わせに配慮し、色だけに頼らない表現方法を工夫します。 ・認識しやすい位置に設置します。
耳の不自由な人	・音声案内を把握しにくいです。	・点滅灯や回転灯を併用します。 ・電光掲示板を設置します。
車いす使用者	・目線の位置が低いです。 ・止まって見ることができないスペースが必要です。	・認識しやすい位置に設置します。 ・近づくことができるよう、サイン周囲に空間を設けます。
子ども	・目線の位置が低いです。 ・理解力や判断力に年齢差や個人差があります。	・認識しやすい位置に設置します。 ・理解しやすい表現にします。
外国人	・日本語がわかりにくいです。 ・生活習慣が異なります。	・英文や図記号を併記します。 ・使用方法や注意喚起等には多言語による表記を行います。
子育て層 (妊産婦) (乳幼児連れ) (ベビーカーを使用している方)	・子どもを抱いている場合に移動などがしにくいです。 ・授乳室、託児スペースなどの子ども用の設備が必要です。 ・ベビーカーの移動や配置場所が必要になります。	・認識しやすい位置に設置します。

## (2) 安全・安心に移動するためのサイン・システム

- ① サインの表示は、正確かつ必要な情報であることはもちろん、利用者が理解できるように利用者の視点で分かりやすく表示します。
- ② サインの配置は、移動ルートと分岐点、誘導拠点を設定し、体系化・連続化させることにより、その拠点に必要な種類のサインを効果的に配置します。



## (3) 地域特性を考慮した感性豊かなデザイン表現

- ① サインのデザインは、美しさを追求するとともに、大垣市の文化を発信し、共感や感動をもたらす表現とします。
- ② サインのデザインは、エコロジーや周辺環境に配慮した表現や形態とします。



## (4) 利用者にとって最適な情報伝達

- ① 日々変化する様々な情報や利用者のニーズに対応するため、常にサインを見直し、改善していくこととします。
- ② 多様な利用者ニーズを反映させるため、サインの計画や改修等にあたってはさまざまな人々との協働作業を行うよう努めるものとします。

### 3. デザインの基準

#### (1) サインの種類と特性

サインの種類	サインの特性
案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物全体や周辺環境などを知らせるとともに、現在地との位置関係を案内します。</li> <li>・比較的多くの情報を盛り込むことができます。</li> <li>・地図表現の場合、現在地を記載すると理解しやすくなります。</li> <li>・施設入口や立ち止まることが可能な場所に設置します。</li> </ul>
誘導サイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的地への方向を指示します。</li> <li>・矢印と施設名称などを組み合わせて表示します。</li> <li>・移動しながら見る人が多いので、単純かつ明解なデザインにします。</li> <li>・歩行者などによって遮られない場所に設置します。</li> </ul>
位置サイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的場所の位置を知らせます。</li> <li>・文字とともにピクトグラム(案内用図記号)等を用いるとわかりやすくなります。</li> </ul>
規制サイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の行動を規制します。</li> <li>・文字とともに色彩やピクトグラム等を用いて、禁煙や進入禁止などを直感的に知らせます。</li> </ul>



案内サイン



誘導サイン



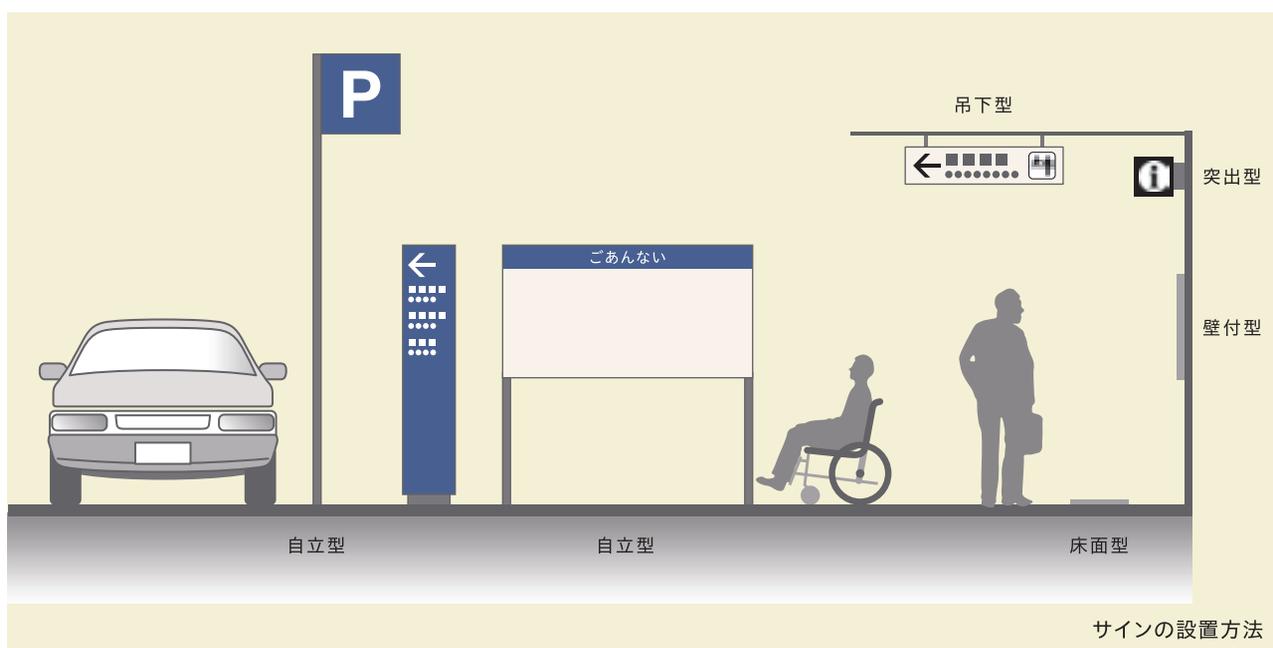
位置サイン



規制サイン

## (2)サインの設置方法と配慮事項

設置方法	配慮事項	適した種別
吊下型	<p>○天井からつり下げて設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者に遮られることがないため、人通りの多い所での設置に適しています。</li> <li>・車いす使用者など目線の低い人への配慮が必要です。</li> <li>・低い目線(車いす使用者や子ども)から見上げる際の角度に配慮した高さとして、床面からサイン下端まで2.4mを目安とします。</li> </ul>	位置サイン 誘導サイン
壁付型	<p>○壁面などに設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置や詳細な案内に適しています。</li> <li>・床面からサイン上端まで2.0mを目安にします。</li> </ul>	すべてのサイン
突出型	<p>○壁面から通路側に突出して設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的狭い道路に面した施設の入口などでの設置に適しています。</li> <li>・低い目線(車いす使用者や子ども)から見上げる際の角度に配慮した高さとして、床面からサイン下端まで2.4mを目安にします。</li> </ul>	位置サイン
自立型	<p>○存在を強調したり、他に掲示方法がない場合に用います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行動線の邪魔にならないように設置します。</li> </ul>	複合施設等の全体案内、遠方視を目的とした位置サイン
床面型	<p>○誘導ブロックや避難誘導灯、床面のグラフィックサインなどを示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表面の摩耗や、交通量の多い場所で障がい物にならないようにします。</li> </ul>	誘導サイン 規制サイン (色ラインによる誘導、区分、警告等)



サインの設置方法

### 3. デザインの基準

#### (3) 構造・素材

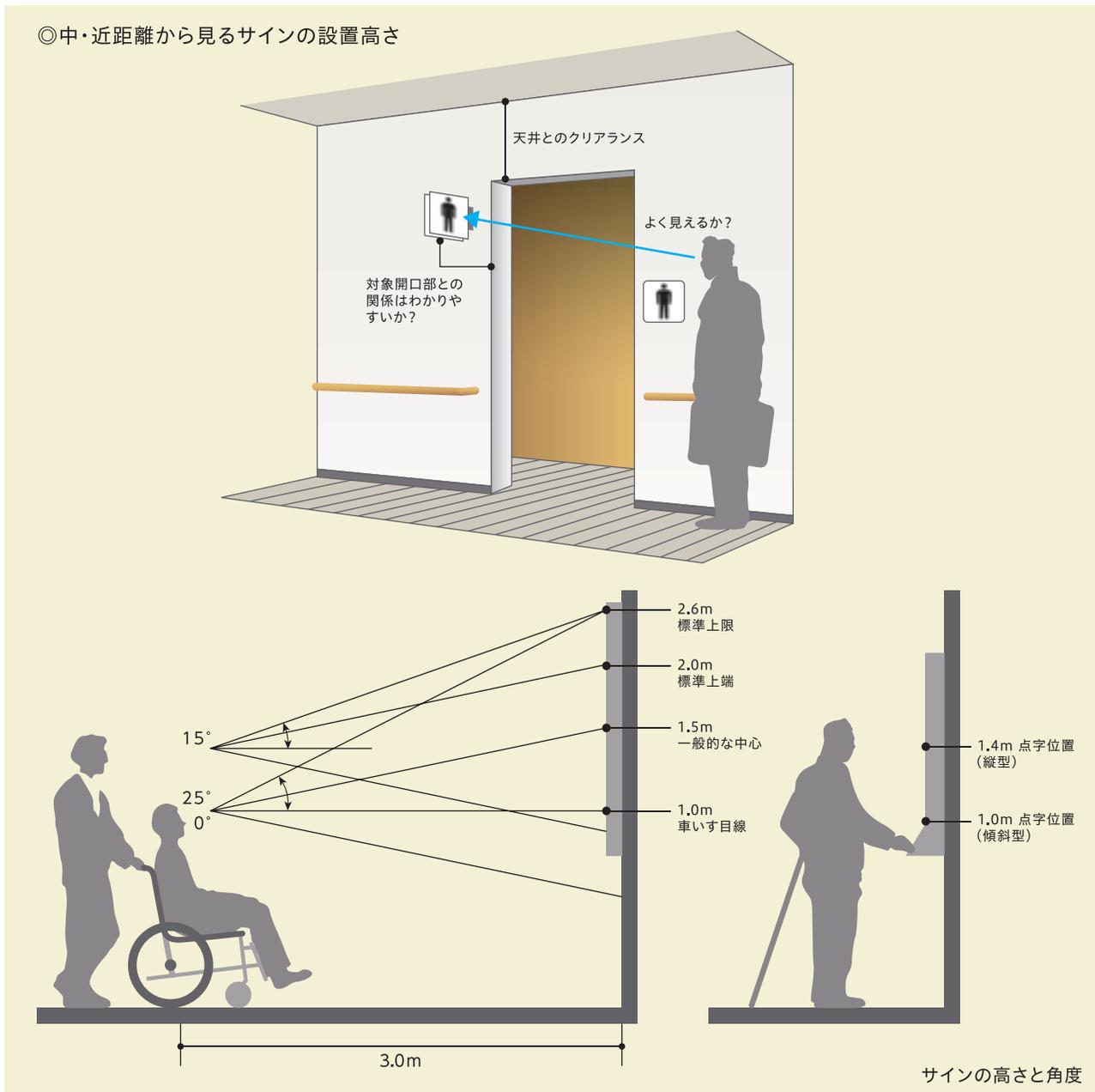
##### ① 高さや角度

- 吊下型や突出型サインは、利用者が衝突しない高さを確保します。
- 近くから視認するサインは、床面から高さ1.5m程度を表示面の中心とします。
- 低い目線(車いす利用者や子ども)から見上げる際の角度に配慮した高さを確保します。
- 遠くから視認するサインは、サインの上端を2.5m以上の高さに設定します。

##### ② その他の仕様

- 車いす利用者がサインの近くに寄って表示を見ることを前提に、低い視線への配慮と足下の蹴込みの確保を行います。
- 夜間や暗がりでも見やすいよう、主要な拠点に設置される総合案内サインでは照明設備を設置することが望まれます。
- 視認性、安全性、メンテナンス性に優れ、かつ更新や撤去がしやすい素材を用います。

◎中・近距離から見るサインの設置高さ



#### (4) 視覚情報

##### ① 書体(フォント)

視覚機能の違いにかかわらず、誰もが分かりやすいことが基本となります。ぼやけて見えても線がつぶれたり、かすれても線が消えてはいけません。

○誘導サインでは、和文の場合、離れた距離でも可読性の高いゴシック系が、欧文の場合、「ヘルベチカ」などサンセリフ

系書体が望ましいとされています。

- 表示が文章表現の場合は、明朝系の方が読みやすいとされています。
- 設置場所の特性により雰囲気を変えた際には、丸ゴシック系などがふさわしい場合もあります。情報内容や地域特性を考慮する必要があります。
- 中国簡体字やハングル文字は、標準的なものを選択します。

UD新ゴNT ProM	大垣市	ユニバーサル	ABCDE	1234
UD新丸ゴ ProM	大垣市	ユニバーサル	ABCDE	1234
UD黎ミン ProM	大垣市	ユニバーサル	ABCDE	1234
ヘルベチカノイエ ポールド	<b>ABCabc</b>	中国簡体字 石井太ゴシック体	云酌琴球	ハングル文字 中ゴシック体 힌취중알

フォントの例

##### ② 文字の大きさ

さまざまな視力に配慮し、視距離に応じた文字の大きさを選択します。判読に必要な文字の大きさは、利用者の視距離や移動速度によって決まります。国土交通省などのガイドラインで提示されている数値を基準とし、それよりも小さいものは使用しないこととします。

##### ○視認距離の設定

- ・一般的な誘導サインは15mを基準とします。
- ・遠くから視認する誘導サインや位置サインは20m以上とします。
- ・近くから認識する案内サインなどは5m以下とします。

#### 視認距離別文字高の目安

視認距離	案内用図記号の基準枠寸法	和文の文字高	英文の文字高
遠距離 (30m)	360mm 以上	120mm 以上	90mm 以上
中距離 (20m)	240mm 以上	80mm 以上	60mm 以上
近距離 (10m)	120mm 以上	40mm 以上	30mm 以上
近距離 (5m)	60mm 以上	20mm 以上	15mm 以上
至近距離(1~2m)	35mm 以上	9mm 以上	7mm 以上

(出典)交通エコロジー・モビリティ財団「“見やすくわかりやすい”交通拠点のサイン計画の手引き」

### 3. デザインの基準

#### ③ 色彩

すべての人々にとって内容が見やすく、わかりやすい表現となることを基本とします。

##### ○明度差

- ・文字や図の色と背景色との明度差を5以上確保します。

※明度差：明るさの度合いをいいます。1～10程度までの数値を使い、明るい色ほど数値が小さく、暗い色ほど数値が大きくなります。

##### ○色の組み合わせ

- ・色の判別がしにくい組み合わせ（「青と黒」「黄と白」「オレンジと黄」など）は避けます。
- ・目の不自由な人（色弱）に配慮し、カラーバリアフリーを考慮します。

※色覚障がい：その大多数を赤緑色覚障がいと言われる第1、第2色覚障がいがあり、赤～緑の波長域において、明度が類似した色の見分けが困難になります。また、赤が暗く感じられるため、「濃い赤」はほとんど「黒」に見えます。

※カラーバリアフリー：色弱者が区別しにくい配色（「赤と緑」「赤と青」など）を避け、明度差や形状の違い、文字・記号などを併用し、情報を正しく伝えることをいいます。

- ・避難経路などの重要事項については、分かりやすい色で明示します。

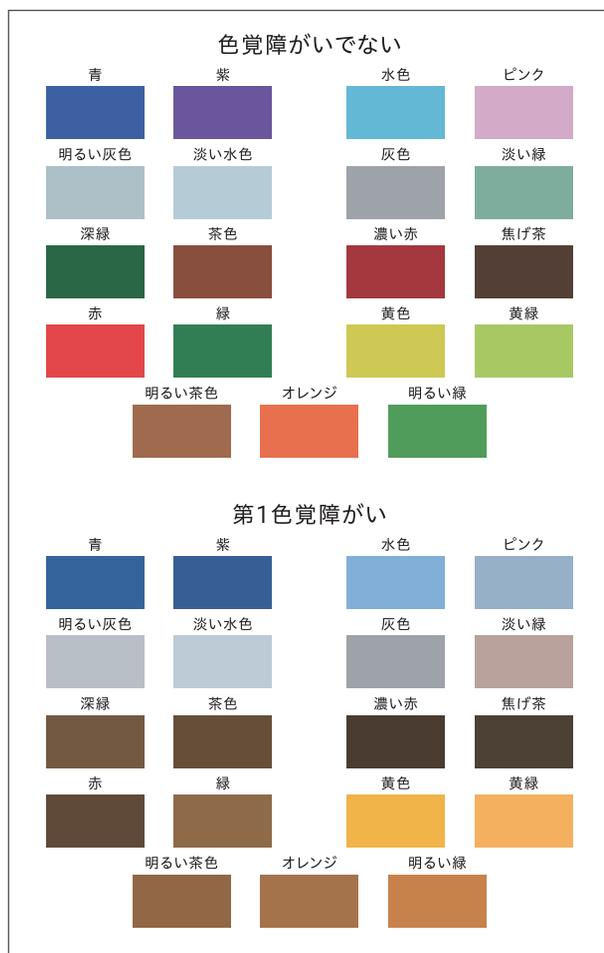
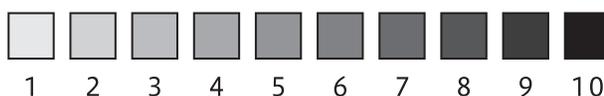
#### ④ 言語・表記

- 日本語と英語の2か国語表示を原則とします。
- 案内サインの場合はより多くの人々に対して情報を伝達できるよう、地域特性に配慮した多国語表記（日本語、英語、

(明度差2)  
1 : 3

(明度差5)  
3 : 8

(明度差2)  
7 : 9



色覚障がいの無い人とある人の色の見え方の一例

中国語、韓国語、ポルトガル語等)を取り入れることが望まれます。

- 公共施設については、同一施設はもちろんのこと、異なる施設であってもできるだけ統一した表記を用います。

## ⑤ ピクトグラム(案内用図記号)

幅広い年齢層や外国人に直感的に伝えることができる手段として、ピクトグラムを積極的に活用します。

○原則としてJIS案内用図記号を使用します。

※JIS規格の一部ピクトグラムは、基本的な概念を変えない範囲で図形を変更して用いることができます。詳しくは、日本工業規格に制定されている「標準案内用図記号ガイドライン」を参照してください。

○JIS案内用図記号に表記されていないピクトグラムに関しては、JIS案内用図記号の考え方に沿って作成します。

○周知されていない図記号については、同じ視認距離から読める大きさの和文、英文などを併記します。

○公共・  
一般施設



案内所 情報コーナー 救護所



お手洗 男子 女子



障がい者用設備 車いすスロープ 飲料水

○安全



消火器 非常電話 非常口

○禁止



禁煙 携帯電話使用禁止 撮影禁止

○注意



一般注意 上り段差注意 滑面注意

主なJIS案内用図記号(「標準案内用図記号ガイドライン推奨度A」より抜粋)

## ⑥ レイアウト

文字やピクトグラムの配置、空き等のレイアウトで美しさを追求します。

○文字組みは右記サイズを基本としますが、ピクトグラムのサイズについて、文字と同等の視認性を持たせた場合のサイズであり、表示面のサイズに応じて縮小することもできます。(大きすぎる表示面は景観阻がいとなる可能性もあります。)



レイアウトの例

### 3. デザインの基準

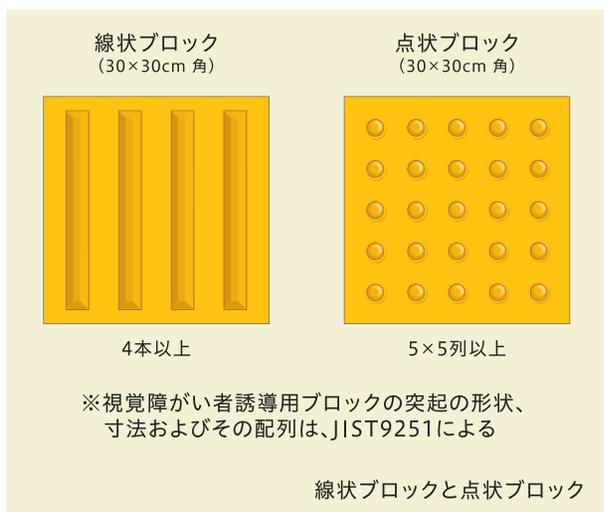
#### (5) 触覚情報

さまざまな身体・知覚能力に配慮し、視覚情報のみに頼らず、五感に訴える情報発信を行うことが望まれます。目の不自由な人に対しては、触覚情報サインを設置することが望まれます。

- ① 安心安全に利用できるよう、わかりやすく、連続性のあるサインを配置します。
- ② 触覚に訴えるさまざまな方法を併用し、正確な情報伝達を行います。

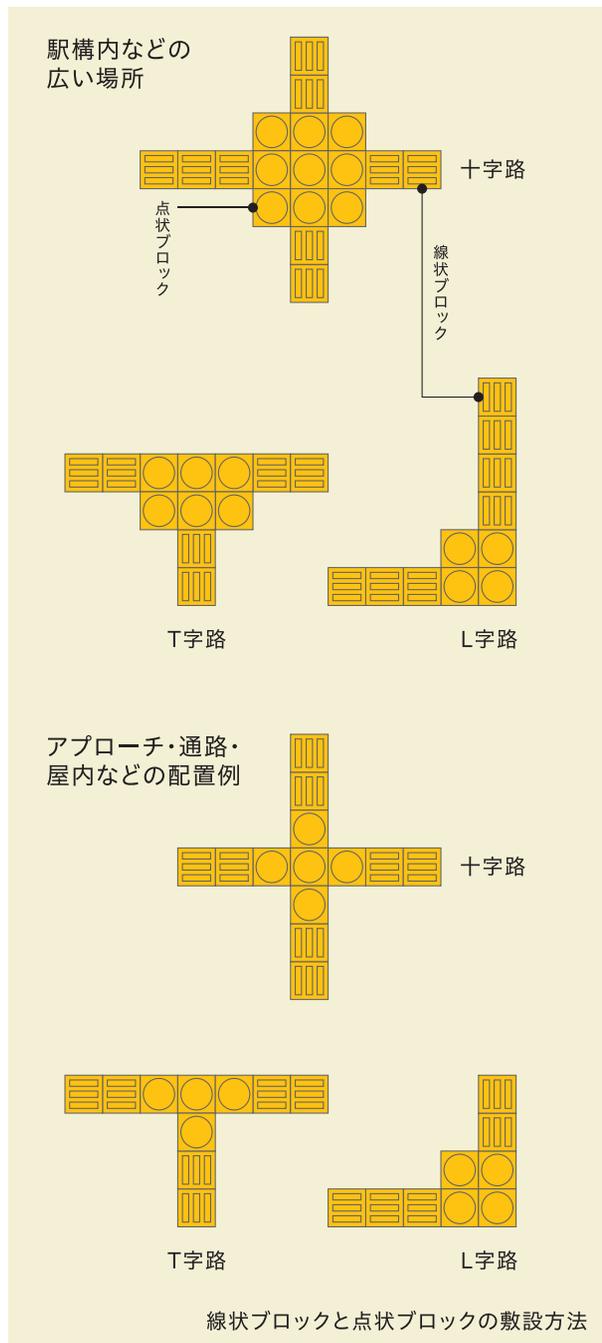
○視覚障がい者誘導用ブロック

※視覚障がい者誘導用ブロック:目の不自由な人に対する誘導や段差の存在等の警告・注意喚起を行うために路面に敷設されたブロックのことをいいます。誘導のための線状ブロックと注意喚起のための点状ブロックがあります。



#### ・敷設方法

- ア 点状ブロックは、分岐点や屈曲部、注意を促す部分(道路と敷地との境界、階段やスロープの上下端、点字案内板、エレベーターの操作ボタン前、横断歩道手前、立体横断施設の出入口部など)に設置します。
- イ 点状ブロックは、警告や注意喚起



などの対象となる部分から一定の間隔(30cm程度が目安)を確保して敷設します。

- ウ 誘導ブロックは、方向感覚をつまみやすいよう、斜め方向や曲線を避け、連続性や視認性を確保したうえで、人的な対応ができる受付まで敷設します。

・形状・材質

ア 「JIS T 9251」に規定された形状・寸法に従います。色は視認性が高く、弱視の人も見分けやすい色(黄色など歩行面との明度差を確保できる色)を原則とします。

イ 安全性を考慮し、硬質の滑りにくい材質を採用します。

・その他配慮事項

ア 車いす使用者、ベビーカーの利用者などさまざまな人々の移動に支障がないよう、敷設位置に注意します。

イ 傾斜路では、手すりに沿って両側(路幅が狭く、車いすの通行に支障をきたす場合などを除く。)に設置します。

ウ 屋外では原則として、歩道の中心から民地側(車道の反対側)に敷設します。

エ 視覚障がい者誘導用ブロックだけではなく、触感や足音の違う床材や手すりによる誘導についても検討します。

○点字サイン・触知案内図

・多くの情報を盛り込まず、優先順位の高い情報を提供します。

・手すりには点字表示を行い、階段の到達階や方向、トイレの位置等を知らせます。

・トイレなど特定の目的地に正確に移動できるように、触知案内図を設置します。ただし、メンタルマップを描くことが困難な利用者には、人的介助など他の誘導手段を併用します。

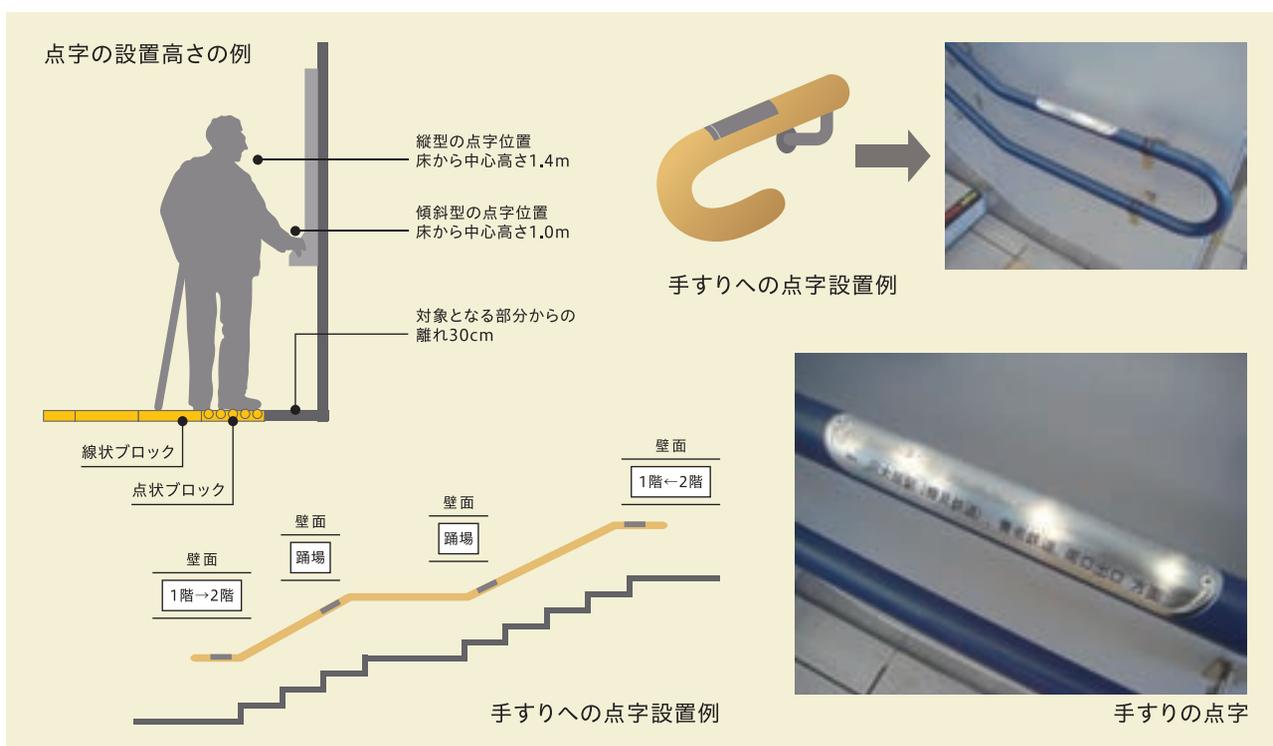
※触知案内図：絵や文字を浮き出させ、触ってわかる地図をいいます。

※メンタルマップ：各人の頭の中に記憶で描かれる主観的な地図をいいます。

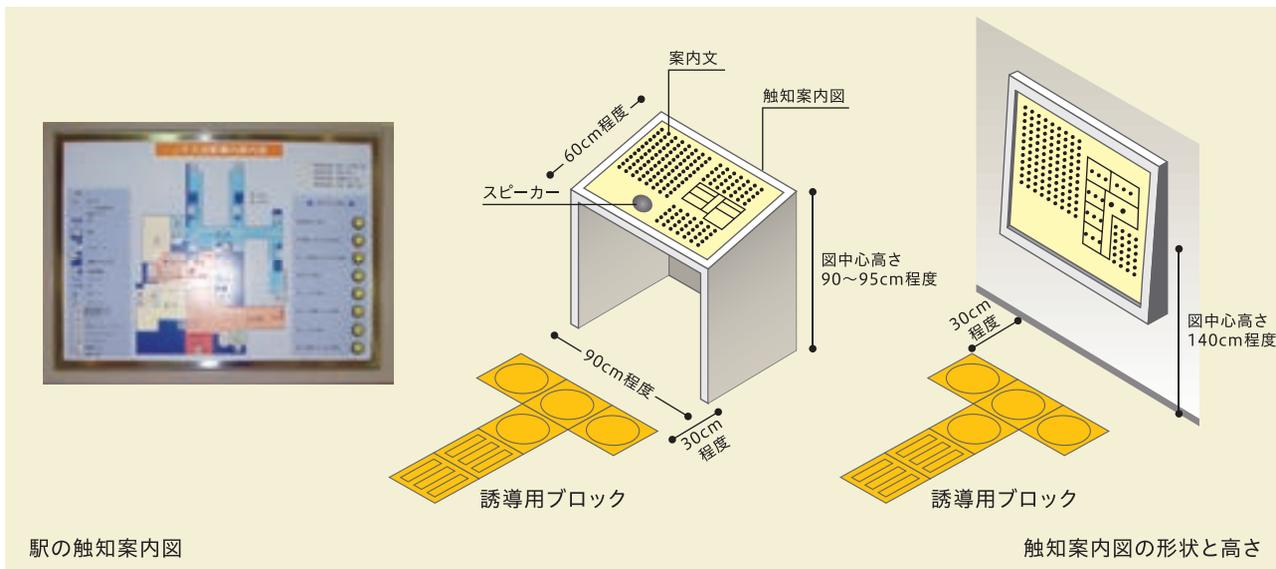
・トイレ入口には、トイレ内の空間を認知できるように触知案内図を設置します。

・触知案内図の設置場所を伝えるための音声誘導案内を設置します。

・表示面を清潔に保つためにできるだけメンテナンスしやすい素材を選びます。



### 3. デザインの基準



#### (6) 聴覚情報

五感に訴える情報発信として、音サイン等による情報発信を行うことが望まれます。

##### ① 情報誘導システム

音声により方向や位置、サービス情報等を提供することが効果的な場所では、音声誘導案内システム、タッチ式音声案内システム、人感知音声案内システム等を設置することが望まれます。

○音声案内誘導システムは、施設用途に

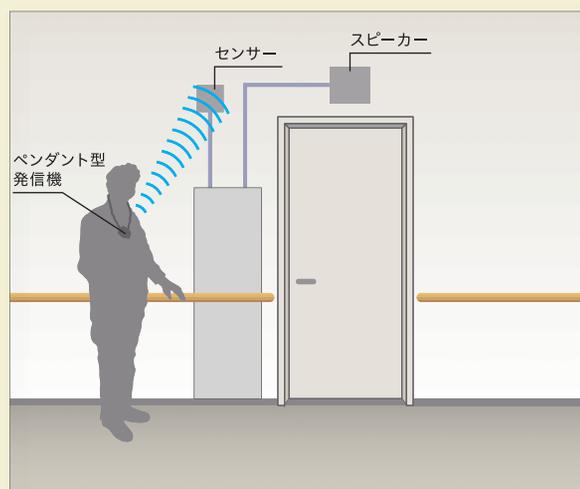
応じて建物内の設備機器から音声が行われるものや、目の不自由な人が携行している受信機に音声を送信するもの等から選択します。

- 音声案内誘導システムは、音声をはっきり聞き取り、音声発生場所が明確に把握できるようにします。
- 出入口やトイレの入口等では、チャイム等の音響案内装置を設置します。

◎杖式システム…建物内の設備機器から音声を発信



◎ペンダント式システム…受信機に音声を送信



## ② 情報伝達システム

誘導案内や会議室での情報伝達などでは、補聴援助システム(磁気誘導ループ式、赤外線式、FM補聴装置など)を配備することが望まれます。

※磁気誘導ループ式：入力音源(マイク、テープなど)からの音声信号を、床下の導線(磁気ループ)へ流してループ内に信号磁気を発生させ、補聴器(誘導コイル内蔵のもの)などで音を聞く方式をいいます。

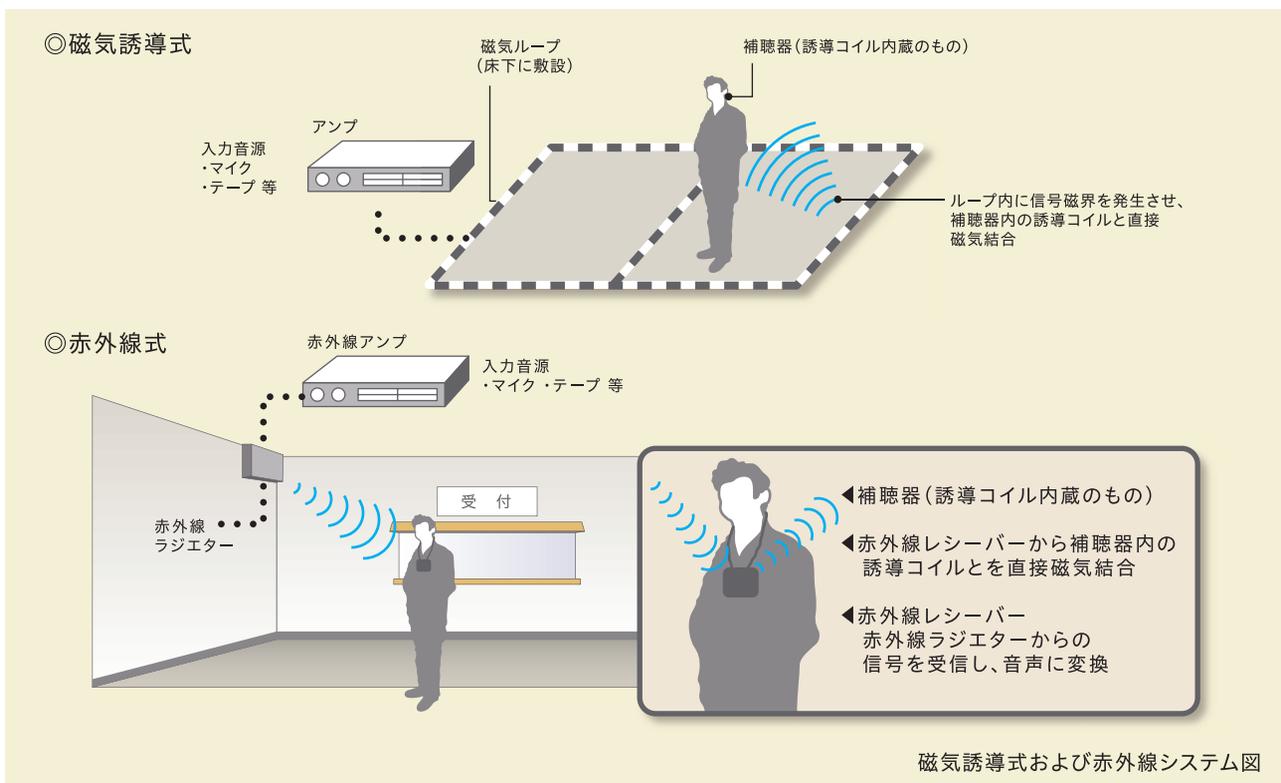
※赤外線式：入力音源(マイク、テープなど)からの音声信号を、赤外線アンプ、赤外線ラジエーターを通して赤外線で送信し、赤外線レシーバーと補聴器(誘導コイル内蔵のもの)などで音を聞く方式をいいます。

※FM補聴装置：入力音源(マイク、テープなど)からの音声信号を、FM波で送信し、補聴器(FM受信機を内蔵のもの)などで音を聞く装置をいいます。

## ③ その他の音サイン

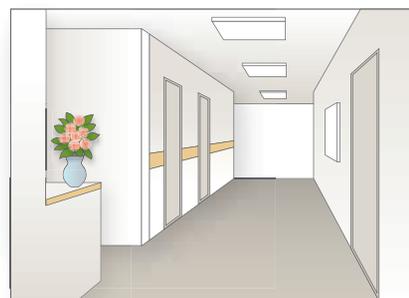
音楽(BGM)や水の音などにより、空間を認知

できるようにします。その際、複数の音サインが氾濫しないように注意します。



## (7) 嗅覚情報

アロマや花など香りを発するものを廊下の曲がり角や階ごとに配置するなど、空間認識を助ける配慮を心がけます。ただし、人によっては好き嫌いがあるので、香りへの嗜好に注意を払う必要があります。



生け花を廊下に置いた例

### 3. デザインの基準

#### (8) 非常時の情報伝達

非常時(地震、火災などによる被災時)には、すべての人に情報を素早く確実に伝達しなければなりません。

##### ① 伝達手段

###### ○非常警報装置

- ・建物内には、消防法に基づき非常放送設備(火災報知機などと連動した自動放送設備)を設置します。



非常文字表示装置の例

- ・エレベーターには、聴覚障がいのある人向けに災害発生を知らせるモニターを設置することが望まれます。

###### ○非常通報装置

- ・多目的トイレなど、一人で利用する部屋には、非常通報装置を設置します。
- ・非常通報装置は、人が倒れた場合でも操作できるよう、位置や操作性に配慮します。



トイレの非常通報装置の例

##### ② 誘導

###### ○防災設備機器

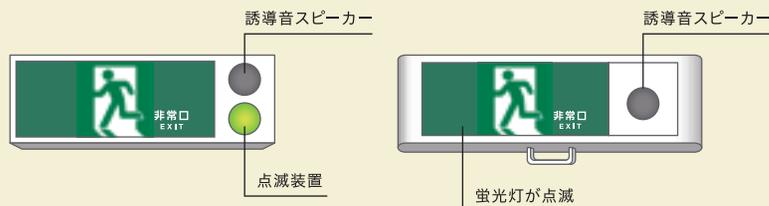
- ・避難誘導灯は、目や耳の不自由な人に配慮し、スピーカーや発光・点滅装置などを併設させることが望まれます。
- ・避難誘導灯は、煙を避けるため、低姿勢でも避難方向がわかる位置や高さ

に併設します。

- ・光走行式避難誘導装置を設置することが望まれます。

※光走行式避難誘導装置：光源列を避難方向に向かって床に配置し、これらを順次点滅させて避難口へ誘導する装置をいいます。

###### ◎点滅誘導音装置付誘導灯



###### ◎点滅型誘導灯



###### ◎既設誘導灯に追加取付する方法



## 4. チェックシートの考え方

---

### (1) 目的

- ① このチェックシートは、公共施設をはじめ、多くの方が利用される施設の管理者等が施設サインのUD度(当該マニュアルの3.デザインの基準の内容)を確認する際に使用するものです。
- ② チェックの結果については、適宜、施設サインの見直しに反映させます。

### (2) 対象領域

#### ① ハード面

利用者の動線に沿った情報拠点(敷地出入口、建物出入口、玄関ホール、案内カウンターなど)、移動空間(廊下、エレベーター、エスカレーター、階段など)、行為空間(各室、トイレなど)をチェック場所とし、設置された各種視覚サインや五感に対応する誘導サイン(誘導用ブロック、点字サインなど)をチェックします。

#### ② ソフト面

ハードを補完する意味において、人的サービスによる案内誘導や管理上における案内誘導の阻がいが要因(障がい物など)をチェックします。

### (3) チェックの視点

- ① 情報弱者にとってわかりやすく使いやすいことは、すべての人々にとってもわかりやすく使いやすいことから、高齢者、目の不自由な人(全盲)、目の不自由な人(弱視)、車いす使用者など、それぞれの利用者の視点でチェックします。
- ② サインは視覚情報主体であるため、特に視覚障がいの視点に配慮します。
- ③ 外国人、子ども、耳の不自由な人などの視点が必要な場合は、追加して行います。

### (4) 疑似体験によるチェック

- ① 高齢者や障がい者の体験を共有するため、必要に応じて疑似体験装具(「色弱者体験ゴーグル」や「車いす」など)を活用します。

### (5) チェック結果の活用

- ① 緊急度の高いもの、すぐに対応可能なもの、中長期的に取り組むものなどに分けて対応策を考え、全体的な改善計画を立てることが大切です。

### (6) チェックの手順

- ① 利用者の視点に立って行えるよう、利用者の動線に沿ってチェックします。
- ② チェックシートを設定し、ポイントとなる空間ごとにサインのチェックシートを作成、記入します。
- ③ チェックシートの項目は、対象施設により、適宜、組み替える必要があります。

## 4. チェックシートの考え方

---

### (7) チェックの対象となる空間、サイン、案内図、非常時の情報伝達

以下の対象をチェックします。

- ① 移動空間
  - 敷地出入口・駐車場・敷地内道路
  - 建物出入口・玄関ホール
  - 廊下
  - エレベーター・エスカレーター・階段
- ② 行為空間
  - 案内カウンター
  - トイレ
  - 各部屋(目的場所)
  - 休憩場所
- ③ ソフト対応
  - 人的サービス
  - 案内誘導の体制と設備
  - 管理運営
- ④ 案内サイン・誘導サイン・位置サイン・規制サイン
  - 離れたところからの見つけやすさ
  - 車いす利用者への配慮
  - 見やすさ
  - 表示内容のわかりやすさ
  - 文字の読みやすさ
- ⑤ 案内図
- ⑥ 非常時の情報伝達
  - 非常警報設備
  - 非常通報設備
  - 防災設備機器

### (8) チェックシートの記入方法

チェックにおいては、それぞれの利用者の視点で客観的に評価することとします。

- ① 施設名、所在地、施設用途、調査を行う日時等、必要事項を記入します。
- ② 評価は「○(該当する)」、「×(該当しない)」、「△(どちらともいえない)」で行います。
- ③ 別途、必要に応じて「改善が必要な点」や「理由」などをメモ欄や調査時に用いる平面図余白等に記入します。

## 5. チェックシート(サンプル)

チェックシート			
施設名			
所在地			
施設用途			
管理運営体制			
本庁所管部課			
調査年月日		調査時間帯	
調査実施者名		団体名・人数	
疑似体験	<input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 白内障 <input type="checkbox"/> 色覚障がい <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> その他( )		
調査のメモ			

## 5. チェックシート(サンプル)

① 移動空間		
○敷地出入口・駐車場・敷地内通路		
・サインによる誘導		
チェック項目	○×△	ページ
ア 敷地出入口付近に施設名称のサインがわかりやすく表示されていますか?		9-11
イ 駐車場のサインはわかりやすく表示されていますか? ※1		9-11
ウ 敷地内通路のサインはわかりやすく表示されていますか?		9-11
エ 建物出入口までの経路が複雑になっている場合、経路を示す誘導サインが設置されていますか?		6
オ 段や傾斜路がある場合、周囲との色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面ですか? ※1 ※2		10
・目の不自由な人への配慮		
ア 敷地出入口から建物出入口まで、視覚障がい者誘導用ブロックが連続して敷設されていますか? ※1 ※2		12-15
イ 誘導用ブロックの色は舗装材の色との明度差が確保されていますか?		10、12-13
ウ 誘導用ブロックは不要な分岐点や屈曲点がなく、明快地敷設されていますか?		12
エ 建物出入口へ誘導する音サインがある場合、離れたところからも聞き取れますか?		14-15
オ 段や傾斜路の上端・下端に近接する部分に点字ブロック等は敷設されていますか? ※1		12-13
カ 車路に接する部分に点字ブロック等は敷設されていますか? ※1 ※2		12-13

○建物出入口・玄関ホール		
・サインによる誘導		
ア 建物出入口(外側)に、建物や施設の名称がわかりやすく表示されていますか?		9-11
イ 案内カウンターや総合案内サインは、玄関から入ってすぐに分かる位置にありますか? ※1		9-11
ウ エレベーターやエスカレーター、階段、トイレの位置を示すサインがすぐ分かるように表示されていますか? ※1 ※2		9-11
エ 段や傾斜路がある場合、周囲との色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床ですか? ※1 ※2		10
・目の不自由な人への配慮		
ア 触知案内図または呼び出しインターホンが設置されていますか? ※1 ※2		12-14
イ 触知案内図・インターホンまで視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていますか? ※1 ※2		14
ウ 誘導用ブロックの色は床材の色との明度差が確保されていますか?		10、12-13
エ 視覚障がい者誘導用ブロックは、不要な分岐点や屈曲点がなく、明快地敷設されていますか?		12
オ 床材の違いや音など五感に訴える有効な誘導手段を行っていますか?		12-15

チェック項目	○×△	ページ
カ 段や傾斜路の上端・下端に近接する部分に点字ブロック等は敷設されていますか？ ※1		12-13

○廊下		
・サインによる案内誘導		
ア 曲がり角に目的地への誘導サインがわかりやすく設置されていますか？		6
イ 段や傾斜路がある場合、周囲との色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床ですか？ ※1 ※2		10
・目の不自由な人への配慮		
ア 手すりがある場合、手すりに室名などを点字で表示していますか？		13
イ 床材の違いや音など五感に訴える有効な誘導手段を行っていますか？		12-15
ウ 段や傾斜路の上端・下端に近接する部分に点字ブロック等は敷設されていますか？ ※1 ※2		12-13

○エレベーター・エスカレーター・階段		
・サインによる誘導		
ア 離れた位置からエレベーター、エスカレーター、階段の位置を示すサインを確認できますか？		9-11
イ ホールの階数表示はわかりやすく表示されていますか？		9-11
ウ ホールに各階案内サロンやフロア案内図が設置されていますか？		6
エ 階段は、周囲との色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面ですか？ ※1 ※2		10
オ エレベーター内に停止予定階、現在位置を表示する装置がありますか？ ※1 ※2		9-11
カ 乗降ロビーに到着するエレベーターの昇降方向を表示する装置がありますか？ ※1 ※2		9-11
・目の不自由な人への配慮		
ア エレベーター操作盤の位置に視覚障がい者誘導用ブロック(点状)が敷設されていますか？		12
イ 視覚障がい者誘導用ブロックは、最も近い位置のエレベーターに誘導していますか？		12
ウ エレベーター操作盤には正しく点字表示がされていますか？ ※1 ※2		13
エ エレベーターの到着、昇降方向、戸の開閉を案内する音声案内はありますか？ ※1 ※2		14-15
オ エスカレーターの進入箇所付近に視覚障がい者誘導用ブロック(点状)が敷設されていますか？		12
カ 階段の上端・下端に視覚障がい者誘導用ブロック(点状)が敷設されていますか？ ※1 ※2		12-13
キ 手すりの水平部に階数、フロア情報などを点字で表示していますか？		13

※1：バリアフリー新法施行令に該当する項目 ※2：岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則整備基準適合表に該当する項目  
(注)施設の規模や形状、種類により基準の対象にならない場合があります。

## 5. チェックシート(サンプル)

○エレベーター・エスカレーター・階段		
・目の不自由な人への配慮(つづき)		
チェック項目	○×△	ページ
ク 床材の違いや音など五感に訴える有効な誘導手段を行っていますか？		12-15

2 行為空間		
○案内カウンター		
・サインによる誘導		
ア 案内カウンターのサインはわかりやすく表示されていますか？		9-11
・目の不自由な人への配慮		
ア 案内カウンターまで視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていますか？※1※2		12
イ 床材の違いや音など五感に訴える有効な誘導手段を行っていますか？		12-15

○トイレ		
・サインによる誘導		
ア 離れた位置からトイレの位置サインを確認できますか？		9-11
イ 利用する際に目線で確認できる高さにサインがありますか？		9-11
ウ トイレの機能(多目的、オストメイト対応など)は図記号を使ってわかりやすく表示してありますか？		9-11
・目の不自由な人への配慮		
ア トイレの位置を示す誘導用ブロック(点状)が設置されていますか？		12-14
イ 誘導用ブロックの位置に合わせて、トイレの種別や機能などを点字で表示していますか？		13
ウ トイレ入口には、必要に応じてトイレ内の空間を認知できるよう触知案内図を設置していますか？		13-14
エ 床材の違いや音など五感に訴える有効な誘導手段を行っていますか？		12-15

○各部屋(目的場所)		
・サインによる案内誘導		
ア 目的地となる部屋などには、離れた場所からも確認できる位置サインを設置していますか？		6
イ 部屋内に傾斜路がある場合、囲との色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床ですか？※2		10
・目の不自由な人への配慮		
ア 床材の違いや音など五感に訴える有効な誘導手段を行っていますか？		12-15
イ 段や傾斜路の上端・下端に近接する部分に点字ブロック等は敷設されていますか？※2		12-13

○休憩場所		
・サインによる案内誘導		
チェック項目	○×△	ページ
ア 離れた場所からも確認できる位置サインを設置していますか？		6
・目の不自由な人への配慮		
ア 床材の違いや音など五感に訴える有効な誘導手段を行っていますか？		12-15

3 ソフト対応		
○人的サービス		
ア 人的な案内誘導を行う場合(受付など)はわかりやすくなっていますか？		—
イ 困っている方に進んで声をかけていますか？		—
ウ 相手の立場に立って「明るく」「ていねい」にわかりやすく対応ができていますか？		—
エ 行き方がわからない方には、同行して案内を行っていますか？		—

○案内誘導の体制と設備		
ア 人的な案内誘導を行う体制が整っていますか？		—
イ 筆談が必要な方に対応できるように、メモ用紙やペンを用意してありますか？		—
ウ 障がい者への「手引き」や「介助」に関する知識を得るようにしていますか？		—
エ 外国人を案内誘導する体制やパンフレットなどを準備していますか？		—

○管理運営		
ア 廊下などに荷物や器具を置かないようにしていますか？		—
イ 視覚障がい者誘導用ブロックの直上だけでなく、近くに障がいとなる物を置いていませんか？		—
ウ 一時的に貼った紙などの案内誘導サインを貼ったままにいませんか？		—
エ 統一感のない紙などの案内誘導サインを多く貼っていませんか？		—
オ 触知案内図や点字表示部を清潔に保つように心がけていますか？		—

4 案内サイン・誘導サイン・位置サイン・規制サイン		
○離れたところからの見つけやすさ		
ア 離れたところから目につくデザインですか？		9-11
イ 避難経路については、わかりやすい色で明示していますか？		6-11

※1：バリアフリー新法施行令に該当する項目 ※2：岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則整備基準適合表に該当する項目  
(注)施設の規模や形状、種類により基準の対象にならない場合があります。

## 5. チェックシート(サンプル)

○車いす利用者への配慮		
チェック項目	○×△	ページ
ア 表示部の高さは床上0.8m～2.0m程度になっていますか？		7-8
イ 高い位置の文字は大きく表示していますか？		9

○見やすさ		
ア 近づいて見ることができるようになっていますか？		8-9
イ 人の往来に妨げられることなく見ることができますか？		8-9
ウ 見やすい明るさが確保されていますか？		8-9
エ 照明や外光が反射しないようになっていますか？		8-9

○表示内容のわかりやすさ		
ア わかりやすい名称を使っていますか？		10
イ 使われている名称や記号などは統一されていますか？		10-11
ウ 案内用図記号(ピクトグラム)はわかりやすいものとなっていますか？		11

○文字の読みやすさ		
ア 文字の大きさ(高さ)は、和文で10mm以上、英文などで7mm以上になっていますか？		9
イ 主要な文字の大きさは、和文で30mm以上、英文などで20mm以上になっていますか？		9
ウ 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分に確保されていますか？		10
エ 書体はゴシック体など読みやすいものになっていますか？		9

5 案内図		
ア 図は簡易でわかりやすいですか？※1		11
イ 図の線、文字、記号の色は背景色と十分なコントラスト(明度差)が確保されていますか？		10
ウ 案内する方向がわかるように、図の向きと建物の向きが一致していますか？		6
エ 現在位置はわかりやすく表示されていますか？		6
オ トイレやエレベーターなどの利用者がよく利用する設備はわかりやすく表示されていますか？		11

チェック項目	○×△	ページ
カ 周辺の景観や町並みなどとの調和はとれていますか？		—
キ トイレなど、特定の目的地に正確に移動できるよう、触知案内図を設けていますか？		13-14
ク 触知図には一度に多くの情報を提供せず、優先順位の高い情報を提供していますか？		13-14

## 6 非常時の情報伝達

### ○非常警報設備

ア わかりやすい場所に適切な間隔で配置し、誰もが利用しやすい高さに設けていますか？		16
イ 外部の人々にも非常警報を発信できるよう、音声や光を外部に発信できますか？		16
ウ 外部からもわかりやすい場所に設けていますか？		16

### ○非常通報設備

ア 多目的トイレなど、一人で使用する部屋には非常通報装置を設けていますか？		16
イ 人が倒れた場合にも操作ができる位置にあり、操作がしやすいものですか？		16

### ○防災設備機器

ア 避難誘導灯は、スピーカーや発光・点滅装置を併設していますか？		16
イ 避難誘導灯は、煙を避けるための低姿勢でも避難方向がわかるような位置のものを併設していますか？		16
ウ 光走行式避難誘導装置を設置していますか？		16

## 6. 参考資料

### 大垣市ユニバーサルデザイン・サインマニュアルの策定経緯

時 期	内 容	
平成20年 9月17日 (水)	○大垣市ユニバーサルデザイン推進指針を策定	
平成22年 8月11日 (水)	第1回 有識者懇談会	○委員委嘱、先進事例研究、マニュアルの方針等について意見交換
平成22年 9月24日 (金)	第2回 有識者懇談会	○基本的な考え方やデザイン基準について意見交換
平成22年10月18日 (金)	第3回 有識者懇談会	○マニュアルの具体的な内容等について意見交換
平成22年11月 1日 (月)	第4回 有識者懇談会	○マニュアルの具体的な内容等について意見交換
平成22年11月13日 (土)	ユニバーサルデザインのまちづくり講演会 場所：スイトピアセンター 6階 かがやき学習室6-3  (講演) 演題：「ユニバーサルデザインのまちづくり」 ～住んでよし、訪ねてよし、すべての人に優しい、思いやりいっぱい のまち・大垣づくり～ 講師：鈴木 誠 氏 (岐阜経済大学経済学部教授・地域連携推進センター長)  (先進事例紹介) 講師：曾川 大 氏 (ユニバーサルデザイン・コンソーシアム事務局長、株式会社ユードイー・シー取締役)	
	第1回 市民ワークショップ	○スイトピアセンターの現状把握と機能向上に向けた改善点の整理 場所：スイトピアセンター 6階 かがやき学習室6-2
平成22年11月23日 (火・祝)	第2回 市民ワークショップ	○市役所本庁舎の現状把握と機能向上に向けた改善点の整理、全体まとめ 場所：大垣市役所 1階 第4、5会議室
平成23年 1月31日 (月)	第5回 有識者懇談会	○マニュアルの最終確認
平成23年 3月1日 (火)	○大垣市ユニバーサルデザイン・サインマニュアルを策定	

## 公共施設におけるユニバーサルデザインのサインに関する調査研究有識者懇談会設置要綱

### (目的)

**第1条** 大垣市ユニバーサルデザイン推進指針(平成20年9月17日策定)に基づき、市民、事業者及び行政の協働によるユニバーサルデザインのまちづくりの推進に向け、誰もが使いやすい公共施設づくりを目指し、(仮称)公共施設におけるユニバーサルデザイン・サインマニュアル(以下「マニュアル」という。)の素案を策定するため、公共施設におけるユニバーサルデザインのサインに関する調査研究有識者懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

**第2条** 懇談会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) マニュアルの素案の策定に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

**第3条** 懇談会は、ユニバーサルデザインに関し優れた識見を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

### (任期)

**第4条** 委員の任期は、マニュアルの素案の策定までとする。

### (役員)

**第5条** 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は委員の中から市長が指名する。
- 3 座長は懇談会を代表し、会務を統括する。

### (会議)

**第6条** 懇談会の会議は座長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は市長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて、説明または意見を聞くことができる。

### (事務局)

**第7条** 懇談会の事務局は、大垣市企画部政策調整課に置く。

- 2 事務局員は、大垣市企画部政策調整課及び岐阜経済大学地域連携推進センターの職員をもって充てる。

### (委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度座長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は平成22年8月11日から施行する。

#### (失効)

2 この要綱はマニュアルの素案を策定した日に、その効力を失う。

## 公共施設におけるユニバーサルデザインのサインに関する調査研究有識者懇談会名簿

区分	氏名	役職
座長	鈴木 誠	岐阜経済大学経済学部教授・地域連携推進センター長
委員	松本 英三	大垣女子短期大学デザイン美術科学科長・教授
	車戸 慎夫	(株)車戸建築事務所代表取締役、大垣商工会議所まちづくり特別委員会委員長
	加藤 周三	(株)加藤周三デザインプロダクト代表取締役、(社)日本グラフィックデザイナー協会会員
	曾川 大	ユニバーサルデザイン・コンソーシアム事務局長、株式会社ユードイー・シー取締役

大垣市	企画部長	大江 英
	企画部政策調整課長	寺嶋 太志
	企画部政策調整課主査	堀本 直紀
	企画部政策調整課主事	井納 由起
	総務部契約課長補佐兼管財係長	森 憲司
	都市計画部建築課長補佐兼建築係長	奥村 公彦
	教育委員会事務局文化振興課文化振興係長	後藤 威博
	教育委員会事務局図書館長補佐兼図書第二係長	北村 彰夫

大垣市ユニバーサルデザイン・サインマニュアル

発行 平成23年3月1日

大垣市企画部政策調整課

〒503-8601

大垣市丸の内2丁目29番地

Tel. 0584-81-4111

Fax. 0584-81-3301

<http://www.city.ogaki.lg.jp/>





大垣市



宝くじは  
豊かさ築く  
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。